

2011.12.12：平成23年厚生環境委員会

放射能の内部被曝の問題について

井加田委員 2点ほどお伺いします。

12月2日に定例会の一般質問で質問させていただいた放射能の内部被曝の問題でございます。

一般質問では学校給食の食材のモニタリングの必要性を申し上げたのですが、先ほどの御答弁では、現在、原子力災害対策特別措置法に基づきまして、出荷制限を指示した自治体及びその隣接自治体の17都県においては、放射性物質の検査が実施されているので、安全性が確認されたものが出荷されており、検査の必要はないとのことでした。

その後、6日の報道だったと思いますけれども、9カ月ぐらいの乳児に与える「明治ステップ」粉ミルクから1キログラム当たり最大で30.8ベクレルの放射性セシウムが検出されたという報道がございました。

全国で36万缶ぐらいが出荷されているということございまして、それぞれ原料は東日本大震災の原発事故以前の原料を使っていると言われておりますけれども、乾燥させるための空気にまじって、放射性物質が付着したことが考えられるということです。

これは全国に出荷されているということで、県内にどの程度出回っているのか、実態について把握されておりますでしょうか、担当課にお伺いします。

島田生活衛生課長 製造者の発表によりますと、放射性セシウムが検出されました粉ミルクにつきましては、国の定める暫定規制値の1キログラム当たり200ベクレルを下回っているため、食品衛生法に基づく製品回収は行われておらず、製品の無償交換を行うこととされているところであります。

交換対象の製品につきましては、賞味期限が2012年10月の製品で、全体で4万1,906ケース、33万5,248缶が出荷されており、全国で販売されているとのことでありました。

県内にどれくらい出回っているかということですが、本県から製造者へ照会しましたところ、富山県への納入量は、現在確認中ではありますが、大体1,000缶程度と推定しているとのことでありました。

井加田委員 実は明治が公表するまでに、福島県の二本松市民の方だとお聞きしておりま

すけれども、自主的に測定されて、1つではないということで明治に相談されたのですけれども、明治は2週間ほど放置をされていたことが、過日10日の北陸中日新聞で報道されました。

11月中旬に情報が寄せられていたけれども、放置をされていたということで、それが市民団体の皆さんの通報と、それから共同通信が取材をされたことがきっかけで実際の検査が行われたという事実があるようでございます。

1キログラム当たり30.8ベクレルという数値でございます。国の基準は1キログラム当たり200ベクレルというお答えであったのですけれども、現在、国では、この基準を、分類も含めて、とりわけ乳幼児については大人の10倍ぐらいの感受性があるということで、この200ベクレルの基準自体も5分の1程度に制限が強化をするような流れで、検討されているとお聞きをしているわけです。

それで、その1,000缶の県内の配布がどのような形で、既に消費されてしまったのかというのも非常に気がかりなのですけれども、このような形で通報があつて明らかになるという実態であります。そうした意味では、やはり懸念されるその何らかの食品の安全性の確認は、これは逆の意味で風評被害を予防することにもつながるといふ認識であり、事実はそのような状態だと思っております。

厚生労働省の薬事・食品衛生審議会で新しい基準は、まだ最終的には決まっていないうのですけれども、実は松本市では、給食材料は子どもが口にすることもありまして、独自の基準でチェルノブイリの経験値を用いられており、1キロ当たり40ベクレル以上の食材は使わないことに今取り組んでおられます。

今、国で基準が定められれば、乳幼児の口にするものもかなりの低い値での暫定値にはなると思うのですけれども、基準が厳しくなればなるほど、より厳密な検査も求められる。そして、生産、加工、流通の各段階でやはり検査体制等も強化していかなければならないことも伴ってくるわけです。

今回のミルクの件は、そういった利用者の自主的な検査とマスコミがかかわって明らかになったのですけれども、私の一般質問に対する答弁では、安全が確認されたものが出回っているのです、検査の必要はないと明確にお答えされました。

しかし、そういうことではなく、流通段階で網の目をくぐったり、気づかない形でのこういう類似の件がいろいろな形であるかもしれません。子どもに危険なものを食べさせたくないという親の思いからすれば、その基準値が低いにこしたことはありません。そうしたことをかんがみれば、こういった汚染が疑われる、とりわけセシウム汚染などが疑われる食品について検査等の御相談があつた場合に、県として対応ができるのか、その際、窓口としてはどういうところが考えられるのかについて、少し情報をいただきたいと思います。

島田生活衛生課長 食品等でのセシウムの汚染などにつきまして、不安を感じておられる方がいらっしゃれば、厚生センターに御相談いただきたいと考えております。

それで先般、放射性物質が検出された稲わらを給与された可能性のある牛の肉につきまして、そういう汚染の可能性の問題がありましたが、そのときは放射性物質の暫定規制値を超えるもので汚染の疑いがあるということで、厚生センターにおいて相談、それから肉の検査、健康相談等に対応したところであります。

井加田委員 肉の検査までお答えいただきましてありがとうございます。

相談や、いわゆるこういった気がつかない、未然に防ぐという意味でのそういう情報がありましたら、今お答えいただきました厚生センターでお受けするという事でよろしいですか。

島田生活衛生課長 食品に関するセシウムの汚染につきましては、不安を感じておられる方がおられましたら、厚生センターでいろいろと御相談に応じたいと考えております。

繰り返しになりますが、さきの放射性物質が検出された稲わらを給与された可能性のある牛の肉は、暫定規制値を超える放射性物質の汚染の疑いがあるということで、国からも指示がありましたので、厚生センターにおいて肉の検査、それから相談等に対応したところであります。

井加田委員 年末ぐらいまでには、国から暫定基準値をお示しいただけるのかと思います。暫定基準値をベースにしていろいろと動かれるということではありますけれども、しつこいようですが、やはりそういう市民からの情報提供があった場合には、それぞれ丁寧な御対応といたしますか、それなりの目配りをより一層お願いいたしまして質問を終わります。ありがとうございました。